

EISS サービス約款(Ver.3.0)

株式会社セキュアイノベーション（以下「当社」といいます。）は、「EISS サービス約款」（以下「本約款」といいます。）に基づき、EISS（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

目次

第 1 条（目的）	2
第 2 条（約款の効力および変更）	2
第 3 条（サービスの定義）	2
第 4 条（サービスの内容および契約期間）	2
第 5 条（サービスの利用条件等）	2
第 6 条（サービス利用契約の承諾、締結）	3
第 7 条（サービス利用契約の解除および利用制限）	5
第 8 条（サービス料金および支払方法等）	5
第 9 条（サービス利用者情報の管理義務）	6
第 10 条（サービス利用者情報の変更）	7
第 11 条（サービス利用者の禁止事項）	7
第 12 条（サービスの変更および制限・中断・中止）	8
第 13 条（サービスの終了）	9
第 14 条（サービスの廃止）	9
第 15 条（サービス利用者の個人情報の利用目的）	9
第 16 条（個人情報の取扱い）	10
第 17 条（個人情報第三者への開示、提供）	10
第 18 条（個人情報の預託）	10
第 19 条（個人情報の訂正等の方法）	11
第 20 条（秘密保持）	11
第 21 条（再委託）	12
第 22 条（保証の否認および免責）	12
第 23 条（不可抗力）	14
第 24 条（損害賠償）	14
第 25 条（譲渡の禁止）	14
第 26 条（権利の帰属）	15
第 27 条（反社会的勢力の排除）	15
第 28 条（分離可能性）	16
第 29 条（準拠法および合意管轄）	16
第 30 条（協議）	16



第 1 条（目的）

本約款は、サービス利用者が当社の提供する本サービスを利用するにあたり、サービス利用者と当社間の権利、義務、責任等の諸条件を定めたものです。

第 2 条（約款の効力および変更）

1. 本約款は、サービス利用者による本サービスの利用の全てに適用されるものとします。
2. 本約款の内容は、本サービスのホームページまたは本サービス画面への掲示やメールによる周知等、その他の方法でサービス利用者に公表し、サービス利用者および新たに本約款に同意する申込者がサービスを契約するにあたって効力が発生されます。
3. 当社は、法律の変更やサービスの変更事項を反映する目的等で、本約款やサービスに適用される内容を自由に変更できるものとします。本約款の内容を変更した場合には、遅滞なく前項の方式に従って改訂約款適用の 15 日前までにお知らせします。ただし、法令上サービス利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でサービス利用者の同意を得るものとします。
4. 本約款が改訂された際には、本サービスの使用にあたっては改訂版が優先して適用されるものとします。

第 3 条（サービスの定義）

本契約における用語の定義は、以下の通りとします。

1. EISS とは、当社が提供するエンドポイントセキュリティ製品 Endpoint Incident Scanning Service のことを指します。

第 4 条（サービスの内容および契約期間）

1. 本サービスは別途規定する「サービス仕様書」に則り、サービスを提供します。
2. 本サービスの契約期間は、お客様のサービス利用を承諾した日の当該月から 1 年間とし、原則として、当該期間内の解約はできないものとします。ただし、お客様との個別の定めにより契約期間を変更する場合があります。

第 5 条（サービスの利用条件等）

1. 当社は、本サービスの目的を果たすべく善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供します。



2. 当社は、オプションサービスを含む各サービスを一定の範囲で分けて、各々の範囲別で利用可能時間を指定できます。ただし、この場合には事前にその内容をお知らせします。
3. 当社は、マルウェア感染の可能性を検出し、サイバー攻撃からの被害を軽減するという本サービスの目的を果たすべく善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供します。
4. 本サービスはサイバー攻撃の痕跡を検出し、その被害を軽減させる目的で提供するサービスですが、サイバー攻撃の技術向上やその他の原因により、目的を果たせない場合があります。そのため、本サービスは第三者からの不正なアクセス等のあらゆる全てのサイバー攻撃やマルウェア感染を正しく検出することを保証するものではありませんのでサービス利用者はこのことを了承のうえ本サービスを利用するものとします。また、サービス利用者は本サービスがサイバー攻撃やマルウェア感染といった直接的な攻撃自体を防ぐものではないことを確認するものとします。
5. 当社は、検出レポートの内容が正確であるよう、商業上合理的な範囲内で努力しますが、正確性についての保証をするものではなく、サービス利用者はレポートの内容を精査の上、自己の責任に基づいてこれを活用するものとします。
6. 当社およびサービス利用者は、本サービスが当事者の共同作業を通じて初めて達成されるものであることを認識し、相互に定める役割分担に従い、利用および提供環境の整備等、それぞれの分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対しても誠意をもって協力するものとします。
7. サービス利用者は、ログ等の分析による検出を行うという本サービスの目的履行のために、EISS クライアントエージェントソフトによるログ等の取得および当社が所有又は管理するサーバに対してそのログ等を転送すること、ログの取得に必要となる Windows の設定（監査ポリシー）の変更を承諾することとします。また、サービス利用者はログ等の転送によりシステムおよびネットワークの機能性を低下させる結果になり得ること、およびその他の潜在的な危険または損失を引き起こす可能性があることを確認し、同時に当社は事前の情報提供や注意喚起等、それらを防止するための合理的な努力を払うものとします。
8. サービス利用者は本サービスの利用の結果、特定の資格・認証等の取得ならびに維持が保証されるものではないことを了承するものとします。
9. その他、本約款にて定めのない個別の条件等については別途当事者協議の上、定めるものとします。

第 6 条（サービス利用契約の承諾、締結）

1. サービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）は、サービス利用者へ加入しようとする人（以下「申込者」といいます。）が約款の内容に同意して本サービスに申込みの申し込をし、当該申込みを行った時



点で本約款に同意したものとみなされ、当社が申込みを承諾することで利用契約は正式に発効され申込者はサービス利用者となります。

2. 当社は、別途、個別契約やガイドライン、ヘルプ等（以下「その他の規程」といいます。）を定める場合があります。その他の規程は、本約款の一部を構成するものとしますが、本約款とその他の規程の内容が異なる場合は、本約款に優先される旨の表示が無い限り、本約款が優先して適用されます。
3. 本サービスの利用契約を希望するものは本条第 1 項の申込みに際して、当社に対して正確かつ最新の情報を提供しなければならず、当社は申込者に対してメールアドレス認証等の本人を確認する認証手続きを要求することができるものとします。
4. 当社は申込者の申込みに対して本サービスの利用を承諾します。ただし、当社は次の各号に該当する申込みに対しては承諾しないか、事後の利用契約を解除することができます。
 - (1) 本約款に定める各条項に違反したとき
 - (2) 他人のメールアドレスを使用したか、メール認証を行わない等、虚偽申込を行った場合
 - (3) 物理的・技術的その他の理由により申込者へのサービス提供が困難であると判断した場合
 - (4) 超過利用分も含め、申込みをしたサービス料金が支払われない場合
 - (5) 申込みの時にお客様の登録情報がないか、誤記がある場合
 - (6) メール認証等、当社が定めた認証手続きを行わない場合
 - (7) 本サービスと同種又は類似サービスを現に提供している場合、又は将来提供する予定である場合
 - (8) 社会秩序を乱すような公序良俗に反する目的で申し込んだ場合
 - (9) 申込者または申込者の構成員が、いわゆる反社会的団体等に属している、あるいは反社会的団体等の維持運営に関与・協力をしている場合、また、その反社会的団体等と取引をしている場合
 - (10) 過去に当社が本サービスの利用を解除したか、または承諾しなかった場合
 - (11) サービス利用者が実在しない場合
 - (12) サービス利用者のシステム環境の問題により、本サービスの提供が困難であると判断した場合
 - (13) 第 11 条（サービス利用者の禁止事項）に違反するおそれがある場合
 - (14) 過去に第 7 条（サービス利用契約の解除および利用制限）に規定する各号の処分を受けたことがある場合
 - (15) 過去に本サービスの代金支払いを遅延し、または不正に免れようとしたことがある場合
 - (16) 当社が利用契約の締結が適当でないと判断した場合
5. 前項に従って、当社が申込みの承認を留保するか、解除もしくは拒絶した場合、当社は申込者に対し、承認留保の事由、承認可能な時期または承認に必要な追加要求情報・資料等についてメール等

を通じて通知します。

6. 本サービスの利用に伴いサービス利用者から取得したセキュリティログデータについてサービス利用者の情報を削除し、匿名化した上で二次利用することがあります。なお、その用途はセキュリティインシデントに関する統計分析とその結果に関する資料作成、第三者への提供、配信、当社の販売促進資料内での利用に限定します。

第 7 条（サービス利用契約の解除および利用制限）

1. 当社はサービス利用者に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約の全部または一部を将来に向かって解除または制限をすることができるものとします。
 - (1) 本約款その他、本サービスに関する合意事項に違反し、その是正を求める通知を受領後、一定期間内に当該違反を是正しない場合
 - (2) 第 8 条(サービス料金および支払方法等)における利用料を催告して相当期間経過後も支払わなかった場合
 - (3) 支払停止若しくは支払不能となり、または、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始などのこれらに類する手続開始の申立てがあったとき
 - (4) 振り出しまたは引き受けた手形または小切手が不渡りとなったとき
 - (5) 仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効力が 15 日以上継続した場合、または差押え若しくは競売の申立てを受けたとき
 - (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (7) 解散したとき（合併による場合を除く。）、清算開始となったとき、または事業の全部（実質的に全部の場合を含む。）を第三者に譲渡したとき
 - (8) 監督官庁から営業停止または営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
 - (9) 資産、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (10) その他、当社が利用契約の締結維持が適当でないと判断したとき
2. サービス利用者は前項の当社の措置について、当社が定めた手続きに従って異議を申し込むことができるものとし、異議が正当であると当社が認めた場合、当社はサービスの利用を回復するものとします。
3. 当社は本条第 1 項での解除または制限のよりサービス利用者に損害が生じる場合であっても一切の責任を負わないものとします。

第 8 条（サービス料金および支払方法等）

1. 当社は本サービスの一部サービスまたは機能を提供することに対して利用料を賦課できます。



2. 提供する有料サービスの種類および料金について、当社は各サービスのホームページ、またはサービス利用者との間で別途合意した方法で案内をします。また、当社は提供する各サービスの種類および料金について一定期間公示することで、追加・変更、販売の中断ができるものとします。また、利用料金の改定については、当社とサービス利用者との書面または書面により行うことに代えて、電子メール等の電磁的記録による合意によって変更するものとします。
3. サービス利用者は本サービスの料金を、当社が指定する方法・支払期日に従い支払うものとします。なお、振込手数料その他支払いに要する費用はサービス利用者の負担とします。
4. 当社は前項に基づき受領した料金に関しては、本約款において明示的に規定される場合を除き、如何なる理由であっても返金する義務を負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により本サービスの利用契約が解除された場合には、前項の前払い利用料のうち未利用分に該当する金額をサービス利用者に対して日割り計算により返還するものとし、振込手数料は当社の負担とします。
5. 第 13 条（サービスの終了）の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取扱います。
6. 料金その他の債務について支払い期日を経過してもなおサービス利用者からの支払いがない場合、当社は直ちにサービスの提供を停止します。
7. 当社は料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 9 条（サービス利用者情報の管理義務）

1. サービス利用者は、本サービスに関連して、ログイン名、パスワード等を含め、当社から提供される情報があつた場合、それらを自己の責任において管理するものとし、第三者に不正使用、譲渡、貸与、または担保提供することはできないものとします。
2. パスワード等の使用上の誤りまたは第三者による不正使用等当社に何ら責に帰すべき事由がない場合に損害が生じて、当社は一切責任を負わないものとします。
3. サービス利用者はパスワード等の盗難または不正使用の事実を知った場合、ただちにその旨を当社に連絡するものとし、当社から指示があるときはそれに従うものとします。
4. 当社は、サービス利用者本人の故意または過失（管理不注意なども含みます。）によって他人がサ



サービス利用者本人名義の認証手続きを行ったり、サービス利用者本人が他人の名義を盗用して認証を行った場合には、それによって発生する不利益および損害に対する一切の責任を負わないものとします。

5. サービス利用者からのパスワード等の問い合わせがあった場合、当社は、本人確認のため、当社所定の方法で回答いたします。
6. 本サービスのセキュリティ向上のため、当社がパスワード等以外の技術的手段を採用した場合、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。

第 10 条（サービス利用者情報の変更）

1. サービス利用者は利用申込の時に提供した情報に変更があった場合、メール等の当社が認定する方法で当社にその変更事項を知らせるものとします。
2. 前項の届出を怠った場合、サービス利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。また、当社からの通知等がサービス利用者不到達となっても、サービス利用者から連絡先として指定されている場所に通知等を発送している場合には、通常到達し得るときに到達したものとみなします。
3. 当社は、届出のあった変更内容が当社規定の変更対象の適用範囲外であった場合は、その内容を審査し、当社が本サービスの提供が不相当であると判断した場合は、本サービスの利用を一時的に停止し、または利用契約を解除することがあります。
4. 本条第 1 項の変更事項を当社に知らせないことで発生した不利益について当社は責任を負わないものとします。

第 11 条（サービス利用者の禁止事項）

サービス利用者は、本サービスの利用にあたり以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 犯罪行為を惹起する行為、およびそれに類似する行為
- (2) 当社または第三者の知的財産、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為、およびそれに類似する行為
- (3) 他人のパスワード等を不正に使用する行為、自己のパスワード等を他人に使用させる行為、およびそれに類似する行為
- (4) 利用契約上の権利または義務を第三者に譲渡し、貸与または担保提供する等の行為、およびそれに類似する行為
- (5) 事実誤認を生じさせるおそれのある行為、およびそれに類似する行為

- (6) 本サービスで利用する情報を改ざんする行為、およびそれに類似する行為
- (7) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改ざん・消去あるいは第三者の通信に支障を与える行為、およびそれに類似する行為
- (8) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為、およびそれに類似する行為
- (9) 当社の電気通信設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社の運用するコンピュータ、電気通信設備に過大な負荷を生じさせる等、本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為
- (10) その他当社が不適切と判断する行為

第 12 条（サービスの変更および制限・中断・中止）

1. 当社は、サービス運営上もしくは技術上の妥当な理由がある場合に提供しているサービスの全部または一部を変更できます。
2. 当社は、本サービスの内容、利用方法、利用時間等について変更がある場合には変更の事由、変更するサービスの内容および提供日程等について、第 2 条（約款の効力および変更）第 2 項に示す方法にてサービス利用者に通知するものとします。当該変更内容の通知後、異議申立なく本サービスの利用を継続した場合、サービス利用者は、当該変更に同意したものとみなします。
3. 当社は、次の各号に該当する場合にサービスの全部または一部を制限するか、中断できます。
 - (1) サービス用設備の保守等、工事によりやむを得ない場合
 - (2) サービス利用者が当社の営業活動を妨害する場合
 - (3) 停電、設備の障害、通信量の過多等で、正常なサービス利用に支障がある場合
 - (4) 天災地変、国家非常事態等、不可抗力な事由の場合
 - (5) その他、当社の諸般の事情によって本サービスを維持できない場合
4. 当社は、サービス利用者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備のバージョンアップ上、保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 天災、事変その他の非常事態の発生により、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う等の通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合
 - (3) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該サービスの提供を行うことが困難になった場合
 - (4) その他本サービスの運用上または技術上の相当な理由がある場合
5. 当社は、本条第 3 項および第 4 項の規定により本サービスの提供を制限もしくは中断および中止しよ



うとするときには、あらかじめその理由、実施期日および実施期間をサービス利用者に通知するものとします。ただし、当社の管理・統制を超える事由によるサービス中断（当社または設備保守業者の故意、過失が無いディスクの障害、システムのダウン等も含む）または緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

6. 当社は本条第3項および第4項における制限もしくは中断および中止が発生することによってサービス利用者に損害が生じる場合であっても一切の責任を負わないものとします。

7. 当社が事前トライアル等で無料提供するサービスがある場合に関しては、その全部または一部を当社の政策およびサービス運営の必要上、修正、中断、変更ができるものとし、これによるサービス利用者への補償をしません。

第13条（サービスの終了）

本サービスの利用契約は、サービス利用者と当社との合意により決定された契約期間の満了をもって終了するものとします。ただし、当該終了日の1ヶ月前までにサービス利用者からの解約の申し出がなされなかった場合には、利用契約は同一の条件で利用期間満了月の翌月1日から（申込書等で異なる条件の定めをした場合はその定めが優先して適用される）自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第14条（サービスの廃止）

1. 当社は、その合理的な裁量に基づく判断により、本サービスの全部または一部を廃止することができます。その場合、各サービス利用者に対して3ヶ月以上先の廃止効力の発生期日を指定したうえで当該廃止につき当社またはサービス利用者が指定する方法（メール、郵送、FAX等）により通知するものとし、当該効力発生日をもって本約款および利用契約は解約されるものとします。

2. 前項により本サービスが廃止された際、前受けをしていた利用料金があった場合は本サービスが廃止された時点以後の残余利用期間に従って当社が定めた方法で支払済み料金の一部を払い戻します。

第15条（サービス利用者の個人情報の利用目的）

1. 当社は、サービス利用者の氏名、住所、電話番号、E-mail アドレス等の本サービスを申し込むに当たり必要となる情報を以下の各号の場合に必要な範囲でのみ利用するものとします。

- (1) 契約の履行（技術情報、サービス、サポートの提供等）のため
- (2) 技術情報、サービス、サポートに関する情報の提供および提案のため
- (3) サービスの企画および利用等の調査に関する、お願い、連絡、回答のため
- (4) サービス、その他の問い合わせ、依頼等の対応のため

- (5) 展示会、セミナー、トレーニング、その他イベントに関する案内、回答のため
- (6) 代金の請求、回収、支払い等の事務処理を行うため
- (7) その他一般連絡、問い合わせ、回答のため
- (8) 第 17 条（個人情報第三者への開示、提供）の理由で第三者に情報の開示が必要な場合
- (9) サービス利用者から同意を得た範囲内で利用する場合

2. サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、前項の利用目的に同意するものとします。

第 16 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスにおける個人情報を、当社の「個人情報保護方針」に準じて管理するものとします。
2. 当社は、当社の責任において、お客さまの個人情報を正確かつ最新の内容に保つように努めるとともに不正使用、不正なアクセス、改ざん、漏えい、滅失及び毀損から保護するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じるものとします。
3. 当社は、第 15 条（サービス利用者の個人情報の利用目的）第 1 項の利用目的の遂行にあたって個人情報を利用する必要がある当社の役員、従業員、または弁護士や公認会計士等のアドバイザー（以下、「開示対象者」といいます。）にのみ開示するものとし、開示対象者以外の第三者開示しないものとします。

第 17 条（個人情報第三者への開示、提供）

当社は、以下のいずれかに該当する場合を除いてサービス利用者から収集した個人情報を第三者に開示、提供しないものとします。

- (1) 法令の定めによる場合
- (2) サービス利用者および、または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- (3) 予めサービス利用者から第三者に開示、提供することについて同意を得ている場合

第 18 条（個人情報の預託）

当社は、当社より「郵送」「E-Mail」によりサービス利用者に連絡をする場合、秘密保持契約を締結している当社関連会社に業務を委託し、サービス利用者の個人情報を預託する場合があります。



第 19 条（個人情報の訂正等の方法）

1. サービス利用者が本サービスの登録内容の訂正、削除、個人情報の利用停止、個人情報開示を要求する場合は、サービス利用者本人が当社所定の方法により、実施するものとします。その場合、当社は要求者がサービス利用者本人であるかを確認する場合があります。
2. 個人情報の開示の手続請求については、当社の「個人情報保護方針」に準じて管理するものとします。

第 20 条（秘密保持）

1. 本約款において「秘密情報」とは、本約款に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたかまたは知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。ただし、次の各号については秘密情報から除外します。
 - （1）相手方から提供若しくは開示がなされたときまたは知得したときに、既に一般に公知となっていた、または、既に知得していたもの
 - （2）相手方から提供若しくは開示がなされた後または知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - （3）提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - （4）秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - （5）相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
2. 本約款の当事者は、秘密情報を本約款の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示または漏洩しないものとします。本約款の当事者は、当社と競業する事業又は競業関係にある企業のために、本サービスに関する情報を利用（競業事業者の商品と比較する広告等を含む）することはできないものとします。各当事者が本項に違反した場合、その目的外利用や第三者への提供により得た利益相当額を違約金として相手方に支払うものとします。ただし、相手方が当該違約金の金額を超える損害を立証した場合には、その金額を支払うものとします。
3. 前項の規定に拘わらず、本約款の当事者は、法律、裁判所または政府機関の命令、要求または要請に基づき、相手方の秘密情報または本約款の内容を開示することができます。ただし、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。
4. 本約款の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については本条第 2 項に準じて取り扱います。



5. 本約款の当事者は、本約款の終了時または相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載または包含した書面、その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却または廃棄します。

第 21 条（再委託）

当社は、本サービスの一部または全部を第三者に対して再委託することができるものとします。この場合、当社は、当該再委託先に対し、当該再委託業務遂行について本約款所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとし、再委託先の行為について当社が一切の責任を負担するものとします。ただし、当社の損害賠償の範囲は第 24 条（損害賠償）を準用するものとします。

第 22 条（保証の否認および免責）

1. 当社は、第 5 条（サービスの利用条件等）第 4 項で規定されているとおり、本サービスは第三者からの不正なアクセス等のあらゆる全てのサイバー攻撃やマルウェア感染を正しく検出・防御することを保証するものではなく、その故意または重大な過失によりサービス利用者らに損害を与えた場合を除き、本サービスの効果に関して一切責任を負いません。
2. 当社が管理するサーバ等からサービス利用者の情報が開示、漏洩された場合であっても、その原因が当社の故意または重大な過失によらない場合には、当社はそれによって損害を被ったサービス利用者、その他の第三者に対する一切の法的義務、責任を負わないものとします。
3. サービス利用者は、本サービスを利用することが、サービス利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、サービス利用者による本サービスの利用が、サービス利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
4. 当社は天災地変またはこれに準ずる不可抗力により本サービスを提供できない場合には、本サービス提供に対する責任が免除されます。
5. 当社は当社の管理・統制を超える事由および設備不良等のサービス利用者側にある帰責事由によるサービスの利用障害に対して責任を負わず、利用を停止及び解除した場合に生じる不都合についても同様に責任を負いません。
6. 当社はサービス利用者が本サービスを利用して期待していた逸失利益および第三者に生じた結果的損害、付随的損害等に対して責任を負いません。また、その他にサービスを通じて提供した資料による損害やその情報資料の事実の信頼度及び正確性等の内容に対して責任を負いません。



7. 当社はサービス利用者と第三者との間で本サービスを媒介にした紛争に対しては介入する義務がなく、これによる損害を賠償する責任を負いません。
8. サービス利用者が本人の個人情報了他人に流出または提供することで、発生した損害について当社は一切の責任を負いません。
9. 第三者がパスワード等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、サービス利用者または第三者に損害を与えた場合、当社はその損害について何らの責任を負いません。
10. サービス利用者の本サービス上のデータが消失するなどしてサービス利用者が不利益を被った場合であっても、当社は何らの責任を負いません。
11. 当社は、本サービスの完全な運用に努めますが、当社の責に帰すべからざる事由に基づきサービス利用者に損害が発生した場合、当社は免責されるものとします。
12. 当社は、サービス利用者が本サービスを利用することによって得た情報等の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。
13. 本サービスの使用により、サービス利用者が他の加入者または第三者に損害を与えた場合、当該サービス利用者の責任と費用において解決するものとし、当社に損害を与えないものとします。
14. サービス利用者が本サービスを利用するためのシステム環境の構築および安全対策の懈怠並びに第5条（サービスの利用条件等）第5項に規定する資料の情報等に誤りがあったことによりサービス利用者または第三者が損害を受けた場合、当社はその損害について何らの責任を負いません。
15. 当社は、本サービスが第三者の知的財産権（特許権及び著作権）等の権利を侵害していないことを保証いたしません。
16. サービス利用者は、自己のデータ領域（データ保管空間）内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
17. 当社は、本サービスの利用のためにサービス利用者が Web システム経由で提出したデータについては何らの保証も行わず、その責任を負いません。
18. 当社は、本サービスの利用のためにサービス利用者が Web システム経由で提出したデータについてシステム上の故障・停止時の復旧の便宜に備えて、サービス利用者の承諾を得ることなく、そのデータのコピーを保管することがあります。

第 23 条（不可抗力）

いずれの当事者も、自らの合理的な支配の及ばない状況（火事、停電、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、または政府当局による介入を含むがこれらに限定されない。）により本約款、サービス利用契約上の義務の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任及び不法行為責任を負いません。

第 24 条（損害賠償）

1. 本約款その他当事者同士の合意において別段の定めがある場合を除いて、本約款およびサービス利用契約の当事者は、本約款またはサービス利用契約に関連して相手方に損害を与えた場合には、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、賠償責任を負います。ただし、当社の賠償責任は、サービス利用者から過去 6 ヶ月間に現実に受領した料金の総額を上限とします。
2. 前項の場合において、責に帰すべき事由がサービス利用者にも存する場合は、当社およびサービス利用者当事者の過失割合を按分した金額を賠償します。
3. 本条第 1 項の場合において、サービス利用者が請求をし得ることとなった日から 6 ヶ月を経過するまでに当該請求をしなかったときは、サービス利用者はその権利を失うものとします。
4. サービス利用者が本約款に違反または不正行為により、当社に対し損害を与えた場合は、当社はサービス利用者に対し損害賠償請求ができるものとします。
5. サービス利用者が本サービスの利用により第三者（他のサービス利用者を含みます。）に対し損害を与えた場合、サービス利用者は自己の責任でこれを解決し、当社に対しいかなる責任も負わせないものとします。
6. 当該稼働不良が、当社、サービス利用者どちらの責に帰すべきか明確でない場合は、両者で別途協議するものとします。
7. 当社は、本条に規定している場合の他は、本約款に関連して損害賠償責任を負わないものとします。

第 25 条（譲渡の禁止）

サービス利用者は当社の書面による事前の承諾なく、本サービスの利用権限、その他の利用契約上の地位を他人に譲渡、贈与することはできず、掲示物に対する著作権を含むすべての権利及び責任は、それを

掲示したサービス利用者が負います。

第 26 条（権利の帰属）

1. 本サービスに関する知的財産権等は、全て当社に帰属します。
2. 本約款に定める本サービスの利用許諾は、本約款に明示的に規定される場合を除き、本サービスに関する当社の知的財産権等に関し、いかなる権利も許諾するものではありません。サービス利用者は本サービスが予定している利用態様を超えて本サービスを利用することはできません。
3. サービス利用者は、本サービスに対して、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブラ、その他本サービスを解析しようと試みてはならないものとします。
4. サービス利用者は、本条第 2 項に定める著作物等を、以下の通り取り扱うものとします。
 - (1) 本約款にしたがって本サービスを利用するためにのみ使用すること
 - (2) 複製、改変、翻案、頒布等を行わないこと
 - (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと
 - (4) 当社またはその供給者が表示した著作物・商標表示等を削除または変更しないこと

第 27 条（反社会的勢力の排除）

1. 本約款の当事者は、自らまたは関連会社、それらの役員、従業員その他の構成員、株主、取引先若しくは顧問その他のアドバイザーが、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、団体、総会屋等、社会運動等標榜団体または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
 - (3) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
 - (4) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有しないこと
 - (5) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
 - (6) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
2. 本約款の当事者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 本約款の当事者は、本条第 1 項の表明が事実と反することが判明した場合、または相手方が本条第 2 項の確約に反して同項各号の行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、利用契約を解除することができます。

4. 前項の規定により利用契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方が被った損害を賠償しなければなりません。

5. 第 3 項の規定により利用契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、相手方に対し何らの請求もすることができないものとします。

第 28 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本約款の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 29 条（準拠法および合意管轄）

本約款および利用契約の準拠法は日本法とし、本約款に起因して生じる紛争については、被告となる相手方の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 30 条（協議）

本約款に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図ります。



附 則

2020 年 4 月 1 日適用

2022 年 4 月 20 日一部改訂／適用

2022 年 11 月 1 日一部改訂／適用